

○財務省告示第八十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年二月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年三月八日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第三百二十

十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成二十四年三月八日

の法律及びその  
の特別に関する法律（平成二十三年法律第六号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項、第四十七条及び第六十二条第一項  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

三 振替法の適用  
以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募









十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還期限

十七 償還金額

十八 元利支額

十九 払場所

二十 入札参加

二十 払込期日

住者又は外国人である場合は、又は前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成二十四年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、利子を支払う。

平成三十三年十二月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十四年二月七日